

「広島県青少年健全育成条例」改正素案の概要

1 改正の趣旨

- インターネット利用の低年齢化等を背景に、SNS で知り合った相手と会って被害に遭う事例や、相手の求めに応じて性的な姿態を撮影した画像を提供させられる等の被害が高校生等を含む若年者に多発している。
- こうした現状に対し、刑法において、16 歳未満に対する面会要求罪（映像送信要求罪を含む。）が設けられ、また、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律において児童ポルノの製造は処罰されるものの、提供要求行為の禁止規定はないことを踏まえ、18 歳未満の青少年を保護する観点から、被害の未然防止を図るための規制及び罰則の新設を行う。
- また、本条例は、青少年の健全な育成を図ることを目的として、そのために、健全育成を阻害するような有害な社会環境や行為から青少年を保護する責任を大人に求めるものであり、違反行為をした青少年を罰することは条例の本旨ではないため、青少年（18 歳未満）への罰則適用について、社会情勢を踏まえて見直す。
- 併せて、青少年がインターネットを介した被害に遭うことを防止するため、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の規定を補完して、保護者に対し、フィルタリングを利用しない場合における具体的な手続規定を設ける等、フィルタリングの利用促進を図るための所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 青少年の性被害防止対策の強化

ア 淫行・わいせつ行為の勧誘等の規制

改正内容	規制	青少年（18 歳未満）に対して淫行・わいせつ行為（条例第 39 条）を行うよう勧誘、又は強要することを禁止する規定を新設する。
	罰則	規定に違反：6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

イ 性的な画像等（児童ポルノ等）の提供要求行為の規制

改正内容	規制	青少年（18 歳未満）に対する性的な画像等（児童ポルノ禁止法の児童ポルノ及び電磁的記録）の提供要求行為を禁止する規定を新設する。
	罰則	規定に違反：30 万円以下の罰金

(2) 青少年（18 歳未満）への罰則適用の見直し

改正内容	条例の罰則を青少年（18 歳未満）に対しては適用しない旨の規定を新設する。
------	---------------------------------------

(3) 青少年のインターネット利用環境の整備（フィルタリングに関する規制）

現行	インターネット利用に係る保護者や事業者等の努力義務を規定	
改正内容	規制	青少年が利用する携帯電話端末等の契約に関する規定を新設する。 ① 保護者に対し、フィルタリングを利用しない場合、規則で定める理由を記載した書面提出の義務化 ② 事業者に対し、説明書の交付義務化、提出された書面の保存義務化 ③ ②に違反した事業者への勧告、勧告に従わない場合の公表
	罰則	なし